

Title	バルト海都市の建設と都市領主：リュベック市について
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.5 (1941. 5) ,p.545(1)- 576(32)
JaLC DOI	10.14991/001.19410501-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾 大學講座 經濟學

編輯 慶應大學經濟學部教授 編輯委員 慶應大學經濟學部教授

野村兼太郎博士 加田哲二博士

塾生諸君！塾の特務機關として、經濟學部教授會の決議により刊行せらるゝ講義録は本書を措いて他にはない。されば諸君は極めて僅少の投資によつて、塾公認の無二の參考書を活用し得らるゝ。萬一「講座」未見の向は、直に申込まること。學問修行の爲には火の如き熱情を傾けざれば已まぬ旺盛にして果敢なる向學精神こそは、塾祖福澤先生以來、われ等の誇とする處ではないか。

經濟學原論 經濟學史 經濟學體系 經濟學思想 社會經濟思想 日本經濟思想 社會經濟思想 一般經濟思想 日本經濟思想 西洋經濟史 財政學 都市經濟學 統計學 社會經濟學 經濟學 農業政策 工業政策

商業政策 交通政策 社會政策 勞働政策 植民政策 金融政策 國際金融及外國爲替論 景氣變動論 保險學 經營學 會計學 經濟學 經濟學 經濟學 商業政策 統制經濟學 總索引

▽講座全三十四講義
▽毎月一回二講座宛
▽全部十八ヶ月終了
▽規格判A5號本綴
▽會費一ヶ月金二圓
(送料内地十四錢)
內容見本進呈

慶應出版社

電話三田(45)二七一九番
振替東京一八一八〇番

東京市芝區三田二丁目一番地

三田學會雜誌 第三十五卷 第五號

バルト海都市の建設と都市領主

——リヒャベック市について——

高村象平

私は本誌一月號に、獨逸ハンザ成立以前のバルト海諸都市建設において、獨逸本土の市民階級が示した積極的役割を述べた。その際、諸都市の建設される地方の政治・司法權力所有者、即ち都市領主たるべき勢力が、この建設事業において分擔した役割については殆んど觸れるところがなかつた。のみならず、僅かながらもこれに言及した箇所は(1)、不十分な従つて誤解を招き易い語句をあててゐた。本稿はこれを補正し、併せてバルト海地域における最初の獨逸都市たるリヒャベックを範例に採り、その建設過程における都市領主の意義について述べることを目的とするものである。

バルト海都市の建設と都市領主

(五四五)

周知の如く獨逸ハンザの盟主として自他共に許した都市リュベックが、今日尙嘗ての偉容を偲ばしめる外觀を具へるに至るまでには、三度その場所を更へてゐる(2)。即ち第十一世紀以來資料に現はれる最初の聚落リュベックは、シュワルクウ河とトラアフェ河との交會點に築かれたウエンデン部族諸侯のブルクを中心とするものであつた(3)。ここには基督教化の進展に伴つて會堂が設けられてゐたが、これにブルク自體によつて與へられる安全感が加はつて、その傍らには早くも商人と手工業者との移住地が形成されたのであつた。然るに一二三八年以降のサクセンを中心とするウエルフェン家對シタウファ家の紛争、これに乗じて起つた異教徒ウエンデン族の叛亂によつて、この最古のリュベックは屢々劫掠をうけ遂に全く荒廢してしまつた。やがて右の擾亂が一應鎮靜した後、一二四三年ホルンスタイン伯アドルフ・フォン・シャウエンブルクは、最初のリュベックよりも稍々上流の地點に當りしてトラアフェ河とワアケニッツ河とに挟まれたブクウの丘をその居城の地と定め、これをこの地帯におけるゲルマン化の據點とした。このブルクに接して形成された市場聚落が第二のリュベックである。

地の利を得たこの新しい聚落には、近くはシュワルクウ河口の舊商人聚落から、遠くは獨逸西部・特にサクセンの國境商業地たりしバルデウィイクから、多くの移住者が來集した。そしてその商業の繁榮は、バルデウィイクの舊來の商業的地位を壓倒する程度にまで至つたのである。然しながらこの恵まれた状態は長く續かなかつた。といふのは、バルデウィイクやリュネブルクの衰退は、該地の領主サクセン公ハインリッヒ獅子王をして、第二のリュベックの商業に對し強壓手段を採るに至らしめたからである。一二五二年リュベックの住民はその經濟力の根據た

る貿易取引を禁ぜられた。ここにおいて彼等は困窮の裡に、といつてその努力と費用とを投じて建立した都市を離れることも敢て爲し得ずにあつたが、更に一二五七年の大火によつて同市は全燒の憂目に遭つた。しかも同市復興を企てることは出来なかつた。彼等に對するサクセン公の高壓手段が依然として存續してゐたからである。遂に彼等は公の指示に従ひ、同地を去つてワアケニッツ河に沿ふサクセン公の領地に新たに聚落を營むことを餘儀なくされた。これが謂ゆるレヴェンタットである。

然しこの地に居住することは、ハインリッヒ公の権力を享受し得る所以とはいへ、船舶の出入に極めて不便なる地勢にあるため、この聚落から所期の繁榮は求め得なかつた。ここにおいてハインリッヒ公は再びアドルフ伯に對して荒廢せるリュベック(第二)の地を讓渡すべきことを迫り、伯亦この要求を容れ、かくてサクセン公の上級高權の下に、リュベックの新設事業は進められることになつたのである。そして一二五八年から翌年にかけて、一應その建設は完了した。但しこの第三のリュベック市の建設は、第二のそれと同一敷地の上における再建ではなく、それとは稍々離れた所として船舶の出入により便宜な場所を中心とした全く新たな都市建設であつた(4)。本稿にいふリュベック市の建設とは、このハインリッヒ公の下における第三の建設を指す。従つて以下にいふ同市の都市領主とは、サクセン公ハインリッヒ獅子王の謂ひである。

都市リュベックがその位置を最終的に決定するまでに經過した右の一連の變遷、殊に第二の holsteinische Landstadt より第三の herzoglich sächsische Stadt に轉じた過程の裡から、同市建設に際して演じた都市領主の役割は、

如何に規定されるであらうか。例へばフォン・ウインタァフォルド女史は、都市、従つて「市場の新設は、帝國法に基づき利益ある三つのレガリアと結びついた。鑄貨・關稅・裁判のレガリアこれである。従つてリュベックも亦このレガリア行政の中心地となつた」(6)。即ち都市領主は、右のレガリアによる經濟的利益の最高享受者であるから、ハインリッヒ公をしてリュベック建設に促がせしめた目標はこの利益獲得にあると做す。公がリュベックに自由な都市法を制定し又同市の貿易促進のための特權を賦與したのは、一に同市の繁榮が高權所有者たる公の經濟的利益を増大せしめることになるからに外ならない。この見解は、公を以て「リュベックの本來の建設者である」とする結論に導く(6)。換言すれば、リュベック市建設のイニシアチヴはハインリッヒ獅子公に發するといふことになる。然しながら、若しこの論據が正しければ、公が一二五七年リュベックの地を政治的にその手中に收めた時、從來その支配し來つたバルデウイクに對する關心を放擲して顧みなかつたのは何故であらうか。これより曩、アアドルフ伯の建設せるリュベック(第二)の發展によつて、バルデウイクの繁榮が脅かされ、従つて同市から得るハインリッヒ公の收入が減少した時、公はアアドルフ伯に迫つてリュベック市場を單なる日用品市場と化せしめた程、バルデウイクの商業助長策を講じてゐたのである。しかもかゝる關心を一擲し去り、バルデウイクを犠牲として(7)リュベック新建設に進んだ所以は、那邊に求められるのであらうか。

(1) 拙稿「バルト海諸都市の建設事情」本誌第三十五卷第一號。「バルト海諸都市の建設者は、獨逸商人と市民のみではない……。即ち建設には都市領主の協力を無視することは出来ないであつて、例へばリュベック、リガ、レヴァル等は、ハ

インリッヒ獅子王、司教アルベルト、刀劍騎士團等の強力なイニシアチヴの下に建設されてゐる」(九七頁)。「然しながら、個々の領邦君主乃至都市領主の建設計畫は、概ね地方的に限局された規模のものであり、彼等が都市建設のイニシアチヴをとつた場合、それは多く地方的利害に發し又それに止まるものであることを常とした」(九八頁)。この前文は後文によつて限定されてゐるが、然し尙都市領主のイニシアチヴを云々することは、少くともリュベックについては誤りであつた。即ち第十二世紀中葉の都市建設と、リガ、レヴァルの如き第十三世紀における、しかも獨逸人に非ざる政治支配者を越へ地域における都市建設とを、等置することは誤りである。これ等については、後に關説する。

(2) Fritz Rörig, Geschichte Lübecks im Mittelalter, Geschichte der freien und Hansestadt Lübeck. Hrsg. von F. Endres. (Lübeck. 1926). S. 28.

(3) ノオゲル教授はこの謂ゆる Althbeck の場所を、第九世紀初頭に破壊されたレリックの在りしところと推定されてゐる。Vgl. Fritz Rörig, Ruinland-Westfalen und die deutsche Hanse, HZ 1933. S. 33. Anm. 25.)

(4) Vgl. Fritz Rörig, Vom Werden und Wesen der Hanse. (Leipzig. 1940), S. 137. Anm. 19.

即ちハインリッヒ公の下における市民聚落は、その附近であつたが、ハインリッヒ公の下における建設は、現在の市場廣場を中心とするものであつた。

(5) Luse von Winterfeld, Versuch über die Entstehung des Marktes und den Ursprung der Ratsverfassung in Lübeck. Zs. d. Ver. f. Lüb. G. 25/2. (1929). S. 404.

(6) Ebda. S. 460.

(7) Fritz Rörig, Ruinland. S. 32. Anm. 24.

断るまでもなく、バルデウィイクはエルベの支流に臨む謂はゞ内陸都市であり、これに反してリュベックはトラフエ河口より稍と溯つた地位に位置するといへ、謂ゆる港灣都市である。この相違に着眼し、将来の發展性に留意した結果が、ハインリッヒ公をして、一一五二年にはバルデウィイク保護策を採り、五七年にはこれを無視する態度に出でしめたのであらうか。或はこの間に存する五ヶ年の歲月の間に、謂ゆるハインリッヒ公の東方政策は一層進捗して、ここに植民事業の據點としてリュベックの位置が必要となつたからであらうか。

先づ後者についていへば、第十二世紀四〇年代のザクセン公國の一應の整備を機として、東北獨逸植民運動の基調が判然と變化を示すやうになつたことを見ねばならない。即ち一一四三年ハインリッヒ獅子王が始めてザクセン公として、一方アアドルフ伯にはホルンタイン領を保たしめ他方ハインリッヒ伯には新設のラツツェブルク伯領を委ねて、以て兩者の間にわだかまつてゐた暗雲を一掃し、兼ねて兩伯を臣従せしめる政治的手腕を示した時には、獨逸植民事業の進展は期待すべきものがあつたといへる。ラツツェブルク邊境伯領の新設は獨逸支配領域の擴張を意味し、ここに教區が置かれ、又前記の如くりュベックの建設によつてゲルマン化のための重要據點が得られたのである。

次いで四七年には對ウェンデン十字軍が行はれた。然しこの企ては、全き成果を擧げ得ずして終つた。その失敗の主因は何處にあつたか。それはウェンデン地方に對する教會の要求と、ザクセンの諸公伯の抱く政策的目的との不一致に存した。即ち教會側は異教徒の根絶を、或は少くともその改宗を要求した。これに反して諸侯は、該地方

を荒廢に歸せしめることを拒んだ。といふのは、諸侯は右の土地を夫々自領に屬すべきものと看做してをり、加ふるに彼等の収入源泉の一つとなつてゐるウェンデン部族の貢物を失ふことを欲しなかつたからである(1)。かくの如き植民運動の先頭に立つ聖俗兩界の意圖の隔差が、謂ゆる北方十字軍に徹底的な戦果を收めさせなかつたのであつた。

のみならずこの結果は、獨逸植民運動が漸次に經濟的意義を帯びるやうになつて來てゐることを明かにしたものだといはねばならない。即ち第十二世紀以前においては、異教克服を根本原則としこれに基づいてスラヴ族征討といふ武力行使の方法が採られてゐた。然るにここに至つては、曩の原則は尙存置されてゐても、計畫的なゲルマン化、換言すれば經濟的征服の手段が選ばれるやうになつて來たのである。但しこれを以て武力的征服が皆無となつたといふ意味ではない。越えて一一五八年ハインリッヒ公はスラヴの地に兵を進め、ウェンデン族に對して攻撃政策を採つてゐる。然しこの場合の武力行使の目的は、スラヴの東部境域を略取してこれを自領に接收するにあり(2)、その支配領域の擴張は、政治的觀點乃至は基督教布教に出づるものといふよりは、經濟的な觀點に立脚したものだつたのである。

かくの如くハインリッヒ公の東方政策は、謂はゞ極めて現實的なものであつた。傳道よりも經濟的収益、それも自己の財庫のためといふのが、公の東方政策を規定する根本的な準繩であつた。従つてこの見地よりするならば、ハインリッヒ公がバルデウィイクを棄ててリュベックを採つたことは、基督教傳道の東漸に由來するものでもなく、

経済的植民事業の進捗に派生するものでもないといはねばならない。事實、公の時代のザクセン國は、尙未だ封鎖的・統一的な領邦テリトリウムの概念とは遙かに懸け隔つた存在であつたのである。それは全一體として把握される高権領域ではなく、小さな局部的支配領域の集積されたものに外ならなかつた(3)。謂はば politisches Einflussgebiet と云ふに近いものであつた。これに應じて、ランダスヘルたるハインリッヒ公も亦、右の全體的領域に對する統一的な高権所有者と自認するには至らず、公自身の持つ各種雑多な高権・收益權・更にそれ等の基礎となる領土等を併有する者と做してゐた。それ故に、かゝるランダスヘルは、屢々これ等の權利をその欲するまゝに譲渡することもしたし、又抵當とすることもあつたのである。換言するならば、その行動の判断基準は、領邦經濟的なものではなく、その財庫第一主義であつた、レェリッヒ教授の語を以てすれば、それは fürstlicher Fiskalismus と呼び得るものである(4)。

それ故にハインリッヒ公が、自領のバルデウイクの商業のためにアドルフ伯のリュベックを壓迫したのも、更にこのバルデウイクから第三のリュベックにその關心を移したのも、孰れも等しくその財庫的理由に由来するものであつた。そして公にとつてリユベックが、廣くは獨逸植民事業のために、狭くは獨逸貿易のために、如何なる地位を與へらるべきものであるかは、自身體得するところであつた。既述の如く一五二二年の高壓政策を採らざるを得なかつた理由、それはバルデウイクの住民がリユベックに移住すること、更にバルデウイクの商業衰退の傾向の出現である。この反面をいへば、それはリユベックの發展であり、これを公はまのあたりに見たのである。

又バルデウイクと相並んで當時東西貿易の中心をなしてゐたシュレスウィッヒも、一一五六年丁抹スヴェン王が同港碇泊中の商船を襲ひその貨物の掠奪を命じて以來、ここを訪れる商人は激減しその商業活動は沈滞してしまつた(5)。これ亦貿易上におけるリユベックの地位を高める機會を提供するものに外ならず、しかも右の掠奪は公の目撃するところであつたといふ。或はレヴェンシタットとリユベックとの優劣も亦、ハインリッヒ公がその身を以て知り得たところである。即ちリユベックが市場聚落の建設地として、又遠隔貿易の中心たるべき地として極めて適した地勢を有することは、ハインリッヒ公にとつて既に明白な事實であつた。ここに公は財庫的な見地から、リユベックの終局的建設と完成とを望まざるを得なかつたのである。

然しながら、この關心の所在からして、直ちにウインタフェルド女史の如くに、リユベック建設のイニシアチヴが公にあつたと做し得るであらうか。リユベック建設によつて實現される同公の収入が多大たるべきこと、しかもこれはリユベック市場聚落の變遷史の教へるところから期待し得たこと、故にリユベック新建設が都市領主のイニシアチヴに出でると做すは不可なしといふことも出来よう。然し財庫的な利害の存在とイニシアチヴの有無とは、別個の問題である。のみならず假りに、經濟的收得とイニシアチヴとが聯關するものとしても、それは必ずしもウインタフェルド女史の見解には歸結しない。却つてこれとは異つた結論に達するといはねばならない。

何となれば、ハインリッヒ公の収入が多大であるといふのは、リユベックの繁榮をその前提條件とするものである。同市の經濟的發展によつて、即ち同市民乃至同市場に介入する外來商人が多大な收益を擧げることが出来た

めに、それに基いて彼等は、都市領土に對する諸負擔を醸出し得たのである。これがザクセン公の財産收入を豊かにならしめた根源である。従つてリュベックの建設によつて最も經濟的利益を收めた者は、都市領土といふよりは、同市において活躍せる商人であつた。彼等の商業的活動が、彼等の經濟的利益を、従つてこれと密接に關聯するハインリッヒ公の經濟的利益を實現したのである(6)。それ故に、前記の如く經濟的利益の獲得と都市建設イニシアチヴの所在とが結び合ふものとするならば、リュベック建設のイニシアチヴは、ハインリッヒ公ではなく、同市における商人階級にこれを求めることを至當とする。

右の兩論を前にして、ではリュベック市建設のイニシアチヴをとつた者は誰かを決定せねばならない。私はこれについては、同市建設を實際に擔當した獨逸商人階級を以てする。レリッヒ教授のいはれる *kaufmännische Initiative* (7)。これがリュベックを生み出した決定的要素であつた。のみならず、同市生誕の後、その實際の經濟も亦、商人側のイニシアチヴに基いて運営されたのであつた。

然しこの他方において、都市建設は、そのイニシアチヴの所在が決定されただけで實現されるものではない。又右の獨逸商人階級が、都市新設のための資力と勇氣とを十分に具へてゐても、それだけで都市は建設され得るものではない。都市建設には尙この他に必要な條件が具はらねばならない。いまこれを求める時、イニシアチヴについては排除されるハインリッヒ公も亦、リュベック建設に參與し且つそのために重要な役割を演じてゐたことが明かになるのである。それについて以下に闡説しよう。

- (1) Karl Jordan, Heinrich der Löwe und die ostdeutsche Kolonisation. Dt. Arch. f. Landes- u. Volksforsch. 2/4. (1938). S. 788-9.
- (2) Ebd. S. 790.
- (3) Vgl. Fritz Rözig, Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft. HZ. 150. (1934). S. 460.
- (4) Fritz Rözig, Heinrich der Löwe und die Gründung Lübecks. Dt. Arch. f. Gesch. d. MAs. 1/2. (1937). S. 214.
- (5) Rözig, Rheinland. S. 31.
- (6) Rözig, Heinrich der Löwe. S. 415.
- (7) Rözig, Rheinland. S. 32.

III

中世都市の建設は、その建設さるべき場所のランデスヘル、換言すればその地域に對する高權保有者にして且つ建設敷地の所有者が、建設を意圖しただけで行はれ得るものではない。勿論この政治權力者の關心の所在は、都市建設の重要な要素である。然しこの他方において、建設事業を實際に擔當する者、そしてその實行能力を具へた者がなければならぬ。換言すれば、建設の危険を引受け、建設に要する資力を十分に擁する者、謂ゆる建設企劃者を缺くことが出来ない。素よりランデスヘルがかかる資格を備へてをり、そして彼自身實際に經營の衝に當つた場合もある。然しそれは主として第十三世紀以降において見られるところであつて、しかもそのランデスヘル的建設都市は概ね小規模なものであつた。

断るまでもなく、かゝる立言は謂ゆる例外的事例を含む。即ちランドスヘル的建設はこれを第十二世紀に成立した都市の中に求めることも得、他方第十三世紀に建設企劃者のイニシアチヴに成る都市もあつた。然しその大體をいふならば、第十二世紀は建設企劃者による都市建設の世紀、第十三世紀はランドスヘル的建設のそれと規定することが出来る。そしてこの兩世紀を通じて、建設企劃者の主導せる都市は、貿易都市、しかもその成立後間もなく實際に重要な地位を占めるに至つた遠隔地貿易大都市であるを常とし、ランドスヘル的建設都市は、農耕都市、換言すれば、遠隔地貿易と殆んど關係を有せざる群小都市であるを普通とした(1)。いまこれを具體的に代表的都市名の一二を挙げれば次の如くなる。

第十二世紀における企劃者の建設都市——リュベック、ウイーン。

同世紀におけるランドスヘル的建設都市——ミュンヘン。

第十三世紀における企劃者の建設都市——バルト海諸都市。

同世紀におけるランドスヘル的建設都市——シュレジエンの諸都市。

この最後に掲げた第十三世紀におけるランドスヘル的建設都市は、シュレジエンの如き獨逸新附の地のみに限られることなく、獨逸本土、ライン下流地方、或は瑞西等にも等しく多數形成されたのであつた。そしてその建設の動機は、財庫的收入の増大乃至軍事的關心であつた(2)。即ちランドスヘル相互の對抗の結果建設されたのであつた。従つてこれ等群小都市の建設は、諸侯のイニシアチヴに由来すると規定される。シパンゲンベルク氏がその

著書の中で「一般に都市建設が諸侯の事業であつたことは、疑ひを容れざる事實である」といつてゐるのは(3)、この第十三世紀の農耕都市を指す意味と解する場合妥當である。そして同氏は「ラウジッツ、ベエメン、メエレンにおいて一二三〇——一三〇六年に國王の建設するもの六九、グランドヘルの手になるもの七五」といふ。然しこれに續いて「諸侯は都市建設の權利を第十二世紀以來既に行使してゐたのであつて、リュベック、シュウエリン、ブラウンシュウィク、ミュンヘンを成立せしめたハインリッヒ獅子公は、第十二世紀において最も成果を收めた都市建設者であつた(4)」といはれてゐるのに對しては訂正を要する。

といふのは、同氏が擧げた四市の中で、ハインリッヒ公を以て「都市建設者」と做し得るのは、僅かにミュンヘンの一市のみであり、しかもこの南獨都市は、リュベックと同じ年(一一五八年)に建設せられたのであるが、建設後長らく重要な商業都市たることなく経過したのであつて、この點から顧みるならば同公は決して「最も成果を收めた都市建設者」ではなかつたからである。

いまグスタフ・オオバン教授の記述を摘記するならば(5)、ミュンヘン市の建設せられた場所は、素々フライジングの司教によつて市場權と鹽の留置販賣權とが賦與されてゐたのであつたが、一一五八年に、ハインリッヒ獅子公は該市場、鹽倉及びその一帯の地を力づくでその自領内に收めてしまつた。公がこの行爲に出たのは、「經濟的觀點」に基づく。即ち同公所有のライヘンハル鹽坑より南獨逸・瑞西方面に輸送せられる鹽はすべてこのミュンヘン經由たるべきものとし、以て同市場、同市專屬の鹽倉よりの收入の外に、イサアル渡河料をも收得せんとしたのであ

つた。しかもこの意圖にして實現せられるならば、南バイエルンにおける公の權勢は大となり、アンデックス、ボオゲン、ウィッテルスバッハの諸伯を偉歴し得ること、期待すべきものがあつたのである。従つてミュンヘンは最初からその全部を擧げて公の意圖によつて左右せられたのであつた。即ちその法制的地位をみれば、成立後六十年間は僅かに市場權を與へられた謂ゆる市場開設地たるに止まつてゐた。のみならず都市法が賦與された後に至つても、尚ランデスヘルの嚴重な支配下に置かれてゐたのであつて、従つて市政上、自主獲得の運動を起す餘地は全くなかつた。又經濟的には、鹽留置販賣權を有せるにも拘らず、舊來の交通路線とは離れた不利な地勢にあるため、商業都市としての發展は絶たれ、他方その手工業的生産も地方的需要を充す以上には出づることなかつたのである。即ち同市は長くランデスヘル的小都市として存在してゐたのであつて、しかもこの諸侯との密接な關係は、同市の經濟的的發展に對して何等資するところなかつたのであつた。

かくの如くハイシリッヒ公の財庫的考慮に出でそしてその手によつて建設された都市ミュンヘンは、遂にその所期の意圖を實現することなく終つた(6)。このミュンヘンの事例並びに第十三世紀に建設された多くの小都市の様相は、ランデスヘルのイニシアチヴに成る都市は、都市建設のための他の要件が具はらなければ、大貿易都市としての發展が望まれないといふことを物語る。殊にこれは謂ゆる植民地獨逸における都市建設についていひ得る。「他の要件」とは既に言及したところであるが、それは企業精神であり、更に資本である。いま本稿の主題とするリュベック、更に同市建設後における一連のバルト海諸都市の建設を以て、「東北獨逸都市的植民」とするならば(7)、

ヘンマン・オオバン教授の次の言葉は傾聽するに價するものがある。曰く「エルベ河以東の植民は決してロビンソン物語ではなかつた。それは並々ならぬ經濟的企業であり且つ非常な資本を必要とするものであつた。」「植民事業にあつては、長い見透しに基づく冷靜な經濟的考量——これを人々は中世に存せずと做すこと多い——がこれを營む動機となるのである」(8)。

ではこの企業心と資本とは、リュベック建設に際して誰が提供したのであるか。それは他の機會において既に觸れた如く、主として獨逸本土の、即ち西獨逸の商人階級であつた。では彼等がリュベック建設に關心を寄せるに至つた動機、その經濟的考量とは何を指すのであるか。これ亦嘗て關説した如く、バルト海における獨逸貿易・海運の爲めの據點を獲得することであつた。これが一一五八年頃に欲求されたのは、前節に言及したやうに、一一五六年以來シュレスウィッヒ港が衰退し、これに代るべきバルト海への出口を創設する必要が強く感ぜられたからに外ならない。換言するならば、從來北海——バルト海貿易において占めたシュレスウィッヒの地位を、この丁抹の海港の衰微を機として、獨逸帝國內に確保せんとする意識が、一一五八年のリュベック建設における獨逸本土商人階級のイニシアチヴとなつて現はれたのであつた。しかもこの商人側の企劃は、ザクセン公ハインリッヒにとつても亦望ましいものであつたこと再言するまでもない。加ふるに公はリュウネブルク鹽坑の支配者として、バルト海貿易の振興については、かねてより深い關心を寄せてゐたのである(9)。従つて公は右の企劃實現のためには、公の提供し得る限りの政治的・法律的保護を加へた(10)。それはリュベックの建設さるべき地における高權保有者として、該

地の所有者として、更にその財庫的關心からしてである。然しながら同公は、この収入源泉の創設に對して、僅かなりとも自ら進んで資本を投じようとはしなかつたのである。

リュベック建設において都市領主の演じた役割は、かくの如く高權保有者としての參劃であつた。しかもこの政治權力者の協力なくしては都市の建設は不可能なものであつた。その反面において、ハインリッヒ公の給付する政治的・國法的手段だけでは、農耕小都市は別として、少くともこのリュベックを新設することは出来ないのであつた。かくてリュベックの創建は、北方において政治權力、他方において商人的イニシアチヴと資力、この兩者の結合に負ふものといはねばならぬのである。

- (1) Fritz Rörig, *Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte*. (Breslau. 1928). S. 261-2.
- (2) Rörig, *Territorialwirtschaft*. S. 461.
- (3) H. Spangenberg, *Territorialwirtschaft und Stadtwirtschaft*. (München u. Berlin, 1932). S. 17.
- (4) *Ebda.* S. 18.
- (5) G. Aubin, *Lübeck und München. Eheberg-Festsache*. (Leipzig u. Erlangen. 1925). S. 13-14.
- (6) これも亦前述のウィントマンフェルト女史の所説に對する反對の根據の一事となる。
- (7) 前掲拙稿、八四頁參照。
- (8) Hermann Aubin, *Wirtschaftliche Bemerkungen zur ostdeutschen Kolonisation. Aus Sozial- und Wirtschaftsge-schichte; Gedächtnisschrift für Georg von Below*. (Stuttgart. 1928). S. 182. u. 186.
- (9) Walter Stein, *Handels- und Verkehrs-geschichte der deutschen Kaiserzeit*. (Berlin. 1922). S. 368.

(91) Fritz Rörig, *Rheinsymbolik auf Gotland*. HGBl. 1939. S. 13.

四

ハインリッヒ公と獨逸商人との協力によつてリュベックが建設されるに際し、同公は如何なる條件を建設企劃者に提示したのであらうか。この問題については、同市建設當時の文書の殘存するもの皆無なるため、これを推定する以上に出でないが、現在においては大體レェリッヒ教授の研究が權威あるものとなつてゐる。それによれば、第一は建設企劃者(商人)の市場行政を許したこと、第二は彼等に市場における諸建造物(靴屋、雜貨商等々の露店)の所有權を認めたこと、第三に聚落建設敷地の賃料免除であつた(1)。

レェリッヒ教授がかかる論定を下される根據は、先づ第十二世紀前半(即ちリュベック建設以前)に成立せる諸都市において、建設のイニシアチヴをとれる企劃者が、右に類する權利を獲得したことを指摘し、ハインリッヒ公はこの先例に倣つたものとするのである。例へば南獨フライブルク・イム・ブライスガウの建設においては、ツェェリシガアのコンラード侯は企劃者組合に建設を委ね、その報償として後者は市場建造物の所有權を得、更に市場警察權の一部を賦與されてゐた。又北獨ブラウンシュウィックのアルトシュタット建設に際しても、企劃者は同市の宅地を所有し、市場建造物を私有する權限を得たのであつた(2)。同教授はかかる事例を以て比較推定する外に、リュベック市に殘存する最古の土地及び賃料臺帳(一二八四年以降)に記載された同市場の權利關係・所有關係からして、それより約一世紀前の建設時の狀態を遡及され、その成果を以て自説の論證とされてゐる。即ちこれによつて教授が

確認されるところは、リュベック建設當初既に市場建造物が上層市民の所有であつたこと、宅地の都市領主的賃料が免除されてゐたことである(3)。

但し宅地の賃料免除は、該地の所有權が依然都市領主の手中にあつたことを意味するわけであるが、教授のその後の研究では、この點更に一步を進めて、「恐らくハインリッヒ公は、同公の所有する聚落豫定地を(ブルクやドォム等の附帯地を除き)企劃者に賣却したのであつたらう」といはれてゐる。即ち建設企劃者は、建設當初より、彼の建造物敷地の所有者となつたのであり、更にその敷地の公的負擔をも免除されたと見るのである。かゝる推定に續いて教授は次の如くいられる。「これは都市についてはないが、マグデブルクの大司教ウィッヒマンが農村植民企劃者に聚落地域を賣却した例(一一五八年)があり、又ウエゼルに沿ふ沼澤地帯を賣却した例(一一四九年)もある。加ふるに一一五八年には、ブレメン大司教が企劃者に聚落地域の賣却を委ね且つ彼を該地居住者の裁判官に任じたことに對して、ハインリッヒ公は同意を與へてゐる。かゝる諸例がリュベックの新建設に際して意義を有したことはない(4)。

既述の如くリュベック建設當初の資料が残存しないのであるから、類似の事例を幾何程援用しても、建設時の状態を再現するが如きは及ばぬところである。然し右のレェリッヒ教授の研究方法は、都市の建設過程を明かにする上に新しい方向を示唆するものであつた。勿論この方法自體に關し、更に研究成果については、反對の聲も尠くない。フォン・ペロオ、テオドル・マイヤ、フォン・ウインターフェルドの諸氏の如きはその雄なるものである(5)。

然し遡原的方法の是非の問題はさて置き、レェリッヒ教授の結論に對する賛否は、要するに、第十二世紀の都市建設に於いてランデスヘルと商人階級とが各々如何なる程度に参加したかといふ限度の判定に歸着するのである。従つてこれに關する論争は、リュベック建設當時の原資料が発見されない限り、今後も尙繼續される可能性があるといはねばならない(6)。たゞ第十二世紀の都市建設といふ廣い問題設定から離れて、狭くリュベックのみに關していふならば、現在では先づ以てレェリッヒ教授の解釋に聽從して大過はないと考へられる。そしてリュベック建設における領主勢力と市民勢力との協力の形態についてのレェリッヒ説を「一部分は疑ひ一部分は信ぜずしてこれに反對する」といはれてゐるフォン・レンシュ教授も、例へば前記の建設企劃者が建造物敷地を貢納免除の下に最初買収したとの推定を、甚だ蓋然性を有するものとして賛意を表されてゐることを挙げ(7)、以てレェリッヒ説の信憑性についての傍證としてをく。

ところでリュベック建設企劃者がハインリッヒ公より認許された諸權利、即ち(一)彼等による市場行政、(二)市場建造物の所有、(三)免稅宅地の所有は、前記の諸都市における事例と較合するならば、當時企劃者が獲得し得る最良の報償であつたといはねばならない。その孰れも先例あるものではあつた。然しそれ等は獨逸本土の諸都市の市民階級が、長い歲月に亙る倦まざる努力によつて徐々に獲得し得たものであつた。例へば右の(一)についてみれば、ライン河流域の獨逸諸都市の中にあつて、最も早く市民が日用品市場を統轄したケルンでは、第十三世紀に既にパン、肉、魚の取引及び醸造業についての監督權を民會の管掌事項としてゐた(8)。然しパッセル、シトラア

スブルク、シバイヤア、ウォルムス、マインツ等においては、市場乃至手工業の統轄権は長く都市領主の専有するところであり、これの獲得を目指す市民がその目的を實現するまにでは數次の鬭争過程を経なければならなかつたこと周知の如くである。又(二)についていへば、同じくケルンにおいて、一一六〇年前に市場露店を所有する市民もあつたが、然し尙それは全部に亘つて行はれてゐたのでなかつた(9)。たゞこれ等古き司教都市と異り、リュベックは新興植民地都市であるから、長き傳統の支配による束縛はなく、従つてその建設に際しては、最初から「商人による市場行政」といふ新しい世界を創り出すことが出来たのであつた。

いふまでもなく、かゝる商人が行使用する市場についての裁判権・行政権は、ハインリッヒ公の有する高權が譲渡されたものに外ならない。従つて同公としては、リュベック市の建設に當つて多大な犠牲を拂つたものといふべきである。少くともこの點からは、同市建設に際しての財庫的意圖を云々し得ぬとさへいふことが出来よう。然しかゝる特權賦與によつて、將來同公の收得さるべきものが減ずるとしても、この條件の提供は決して同公にとつて直接金銭的負擔を意味するものではない。のみならず、公には尙都市領主として有する市域全體に對する裁判權からの收入があり、又レガリア行政からの收入も期待し得た。更に前記の(三)が事實行はれたものとすれば、該地の原所有者としての公は、建設直前に可成りの賣却金を入手した筈である。それ故に、リュベック建設における同公の財庫的立場は、これを否むことが出来ない。「ハインリッヒ公は金銭を得んとしたが、そのために一文たりとも進んで投じようとはしなかつた」(10)とはこの謂ひである。

- (1) Rörig, Heinrich der Löwe, S. 421. u. 444.
- (2) Rörig, Hansische Beiträge, S. 251f. u. 259f.
- (3) Vgl. Ebda. S. 40 ff.
- (4) Rörig, Heinrich der Löwe, S. 445, Anm. 1., Vgl. Ders., Rheinland, S. 26-7.
- (5) レヒッヒ説に對する賛否の文獻の主たるものについては、拙稿、獨逸ハンザ、社會經濟史學第十卷第十一・十二號、三三八―九頁參照。
- (6) これについてレヒッヒ教授は次の如く述べられる。「一一五九年の「リュベック」建設に關して文書的證據が不詳なる故を以て、「私が述べたやうな關係が」存在しなかつたのだといつてしまふことは、決して學問的ではないやうに思ふ。第十二世紀についての歴史研究をすくれたものにするためには、先づ本質的な歴史現象と歴史資料の存在との隔差を明確に把握することが、その第一の前提條件である。かゝる場合には、創意に充ち、且つ十分な推蔽を得た歴史的綜合は、貧弱な資料を以てその時代の實際狀態と混同することよりも遙かに優るものである。」(Rörig, Heinrich der Löwe, S. 430, Anm. 1.)
- (7) Heinrich von Loesch, ZSRG, 58. (1938), GA, S. 890. u. 895.
- (8) E. Rüttimeyer, Stadtherr und Stadtbürgerschaft in den rheinischen Bischofsstädten. (Stuttgart, 1928), S. 25.
- (9) Rörig, Heinrich der Löwe, S. 444, Anm. 1.
- (10) Ebda. S. 422, Anm. 1.

五

前節に瞥見した如き條件が許諾される場合において、初めて建設企劃者は實際の建設事業を引受けたのであつた。

ところでこの條件は、當時最高と做され得るものであつたといへ、眞に企劃者の關心をつなぎ得る態のものとは断言し難い點がある。何となれば、これ等の條件の實現によつて、企劃者はリュベックの上層市民の地位を得る。然し他の機會に述べた如く、この建設事業を請負つたのは獨逸本土の市民、しかもその上層にある者であつた。そして一一五〇年頃には、彼等の一部は政治上にも經濟上にも既に獨立してをり、一部はそれに近づきつゝあつた(1)。従つてかゝる獨逸本土諸都市の指導勢力となつてゐた上層市民・商人にとつて、前記の條件の許容は彼等を魅惑し建設に動しませる所以とは限らないからである。

この場合リュベック建設企劃者が、ウィンクァフェルド女史のいふ如く「資産なき若き人々」であつたとするならば、右の諸特權は確かに彼等を吸引することが出来たであらう。同女史は、「植民地における都市建設は、資産なき若き人々にとつての活動の舞臺であつたに相違ない、何となれば、彼等はこの天地でその行動力を以て故郷におけるよりも急速に出世することが出来たから」と推測されてゐる(2)。然しこの推定通りとするならば、果してハイน์リッヒ公は彼等に前記の諸特權を賦與したであらうかが疑問となる。この諸特權は、同公に對して政治上・國法上においてはとにかく、少くとも經濟上には對等の地位を擁するが如き者でなくては、敢へて要求し得ないものなること明かである。且つ亦既掲のヘマン・オパン教授の言葉を再び援用するならば、リュベック建設者は資力と企業精神とを併せ具へた上層商人と做すが至當である。但し右の「資産なき若き人々」もリュベックにおいて、更には同市成立後他のバルト海諸都市において、活躍する機會を與へられてゐた。この點については既に述べたところがあ

る(3)。然しそれはリュベックの建設自體とは關係なかつたのであつて、この建設は上述の資格を具へた既成大商人の擔當するところであつたのである。

尙、リュベック建設者に關して、それが獨逸本土の商人には限らぬと指摘されるかもしれない。寧ろ第二のリュベックにあつた商人、レヴェンシュタットからの商人がその中心をなしたのではなかつたかとの疑問である。これ等商人がリュベック建設に参加してゐたことは容易に推定し得るところであらう。然しその主力を構成したとは考へられない。といふのは、前述の「無資産の若き人々」の場合と同じく、これ等の商人はハイน์リッヒ公に對して敢然と要求を提出し得る地位にはなかつたからである。それはアドルフ伯のリュベックにおいてハイน์リッヒ公の強壓の下に蟄伏してゐた人々であつたことを想起すれば足りる。加ふるに一一五八年のリュベック新建設は、それまでの北歐商業の中心地たりしシュレスウィッヒに代るべきものの創設であつた。従つてリュベックの建設についてイニシアチヴをとつた商人とは、従來シュレスウィッヒを訪れてゐたザクセン西方の商人であつたと做すが至當である。即ち Dänische Gilde を有せるケルン市、Schleswigfahrer の結成されてゐたゾオスト市の如き(4)、ライラント・ウェストファレン諸都市の商人だつたのである。

既述の如くこれ等商人がリュベック建設に關して期待するところは、バルト海地域の開拓の據點設置であつた。即ち同市建設は、北海—バルト海交易の制覇といふ目的を實現するための手段に外ならなかつた。勿論、市場行政なりその他の報償を得ることが直接彼等の財囊を豊かにする所以であつたことはいふまでもない。彼等の手によつて

創設されたリュベック市場 (Forum) 即ち小賣取引が集中され手工業者の生活の中心となる場所に對して(5)、彼等は關心を抱いてゐた。それは企業家として、更にはハインリッヒ公によつて委ねられた高權の保有者としてである。然しそれ以上に彼等の經濟的關心は、遠隔地貿易に集注されてゐたのである。「彼等の眼は遠くノヴゴロドに向けられてゐた。該市場に集まる夥しき毛皮、これこそ彼等の全行動を規定する磁石であつたのだ(6)。

「リュベック市の經濟生活の中樞は遠隔地貿易であつた(7)」。これが同市建設の端緒において既に嚴として存在してゐたのである。従つてこの目標に到達する前には、そしてそのための第一歩を踏み出す上には、既述の諸特權を以て彼等企劃者は満足したのであつた。彼等の眞の關心は、前記の Forum、即ち本來の市場よりは、トラファエ河岸における卸取引・遠隔地貿易により多く向けられてゐたのである。彼等はかゝる取引の参加者であつた。

かくて Im Anfang war der Handel. なる命題は、このリュベックにも亦適用することが出来るわけである。然るに、リュベックの企劃者建設説は、時にゾムバート教授が嘗て提唱された地代蓄積説と大差なきものとして論難を加へられることがある。例へばプリンクマン教授は、「中世における商業的・工業的目的のための資本蓄積が、最初地代から生じたといふ説を復活したものである」といひ(8)、又ウインタァフェルド女史は「建設企劃者説は、都市における土地所有を過大評價する故に、却つて該説が克服せんとする地代蓄積説に陥る。それは、建設企劃者が古き市民として都市の處々に廣大なる面積の土地を所有し、しかも地割によつてその價值が高騰したといふことを以て、都市貴族の支配と致富との説明に當てんとするのであり、従つてそれは地代説と異るところがない」といふ(9)。

ハインリッヒ公が企劃者に賦與せる諸特權、殊にその(二)及び(三)に重點を置き、そして同市の支配層がその所有する土地や市場建造物の賃貸借によつて多大の收入を得てゐたことを思ひあはせる時、リュベック都市貴族の經濟的根源を建設當初よりのその大土地所有に置くことも出来よう。然し前述の如く、これ等企劃者、そして同市成立後における初期の支配層は、單にその所有の上上手を拱いて同市の經濟發展の成果を享受してゐたのではなかつた。従つて彼等の致富の一因に地代蓄積を見出すことは出来るが、それを以て全般を律することは許されない。中世商業の獲得する利潤を過小評價する地代蓄積説は、リュベックにおいても亦適用し得ないのである(10)。

- (1) 拙稿、本誌一月號、一〇〇頁參照。
- (2) von Winterfeld, a. a. O. S. 423.
- (3) 拙稿、本誌二月號、一〇二頁參照。
- (4) Vgl. Stein, a. a. O. S. 343.
- (5) Rörig, Heinrich der Löwe, S. 439.
- (6) Rörig, Hansische Beiträge, S. 130.
- (7) Ebd. S. 134.
- (8) Carl Brinkmann, The Hanseatic League. A Survey of Recent Literature. Jl. of Econ. & Bus. Hist. 2/4. (1930). p. 598.
- (9) von Winterfeld, a. a. O. S. 422.
- (10) のみならず、リュベック建設企劃者は、最初から既に富有な大商人であつた。

リュベックの建設を委ねられこれを實行した獨逸本土諸都市の商人は、個人ではなく、組合を結成してゐた商人であつたこと、夙にレェリッヒ教授の提唱されたところである。教授はこれを初め「企劃者組合 (Unternehmerkon-sortium)」と名付けられたが、最近では「企劃者ギルド (Unternehmergilde)」と改稱されてゐる(1)。

前者の性格の問題を繞つての論争、特にフォン・ベロオ教授とのそれは、企劃者組合がギルドか否かを論點とするものであつて、ギルドの概念内容について教へるところ多いが、本稿ではこれに觸れない(2)。たゞレェリッヒ教授が最近の論文の中ではいはれてゐるところを引用するに止める。即ち「リュベックの建設に關聯する企劃者組合の構造は、近代的株式會社やトラストの如きと本質上共通な組織形態ではない。この組合は實際はギルドであつた。然しギルドにとつて必要な條件たる成員の誓約の存在を立證し得ないために、コンソルチウムなる表現を選んだのであつた。これについては、第十九世紀の立場からでなく中世のそれになつて見ねばならない。この語は、獨逸騎士修道會の修士の結合を *consortium* と稱し、又シテングアルの毛織物商ギルドが自ら *consortium fratrum* と呼んだことを顧りみて採つたものであつた(3)。

かくの如く、コンソルチウムなりギルドなり孰れかの表現を以てする場合には、夫々の概念規定が先づ組上に置かれる。しかもこれに關づらつて、問題の進展を後らせる恐れ尠しとしない。素よりこの概念内容を明確にすることは必要である。然しそれと同時に語義は常に變化する點にも留意せねばならない。本節においては、建設企劃者

が團結せる商人であつたことをいひ、それに附隨する一二の問題を採り上げるのみであるから、以下には單に建設企劃者組合と呼んで置く。

扱てレェリッヒ教授がリュベック建設において企劃者組合の存在を主張される理由は、「市場建造物及び手工業者店舗の設置は、全體として特權を保有しこれを行使する團體によつて初めて行ひ得る仕事であるから」といふに存する(4)。然しかゝる建造物の設置は、都市乃至市場の建設自體とは切り離して考へることも出来るのであり、それに必ず附隨するものは斷定出来ない。建設企劃者が組合を結成してゐたといふ理由は、これよりも寧ろ他に求める方が穩當であらう。嘗て私は建設都市における商人團體の存在について次の如く述べたことがある。「市場開設の諸特許狀に掲げられた條項、例へば一定領域の裁判權賦與・裁判收入の分配、或は牧地の共同所有等を顧りみてみると、これは彼等商人が或る種の組織を有してゐたことを前提とする考へられる。さうでなければ、賦與された特權の遂行・實現は不能に終るのではなからうか(5)」。私は再びこれを以て、リュベック建設企劃者組合の場合にも當てたいと思ふのである。

かゝる企劃者組合は何時結成されたのであらうか。右の私見を以てすれば、當然それはリュベック建設に着工する以前の時期においてである。更にそれは建設直前か、又はそれよりも前であつたか。この判断は、企劃者組合の目的如何によつて、孰れにもなる。即ち該組合がリュベック建設のみを目的としてゐたとするならば、それはハインリッヒ公との交渉を機として、建設直前に結成されたと做されよう。この他方、組合結成の目的がそれ以上のもの

のであつた場合、即ち建設自體も目的の一つではあるがそれよりも一層遠大な目的を併有したとする時は、建設を機として結成されたのではなく、その前に既に存在してゐたと做すことが出来る。

レェリッヒ教授は、「組合結成の根源は建設以前に、又建設以外の事情の裡にあつたと考へる」とし、その所以を「第一には、ハインリッヒ公及び企劃者の孰れにとつても、所要資本の調達といふ本質的問題を前以て決定せねばならなかつたからである。第二に、後年のバルト海諸都市の建設において、政治権力者と市民的企劃者との間にかゝる商議が行はれたからであり、第三に、一一〇六年ウエゼル沼澤地帯の開墾と聚落設定に際し、ハムブルク大司教フリードリッヒと契約を結ぶ以前に、既に企劃者の結合が存在してゐたからである」といはれてゐる(6)。然しこれでは、組合結成が建設直前か或はそれよりも以前かが判然としない憾みがある。私はこれ等の事例を援用するよりも、前節に關説したやうに、リュベック建設企劃者は富有貿易商人であり、同市建設よりも遠隔地貿易により深い關心を寄せてゐたといふことから考察を進める。そしてこれに基いて、彼等の組合はリュベック建設についての交渉が始まる以前に結成されてゐたものと看做すのである。ではこの組合は、既述のシュレスウィッヒ時代に既に存したのであらうか。立證する資料が存せぬ限り、これ以上に互つて推論することは差控へるが、それは有り得るところである。

次にリュベックの企劃者組合が二十四人の商人より成つたものであらうとは、嘗てレェリッヒ教授の推定されるところであつた(7)。この定数は、建設諸都市における十二人又は二十四人の企劃者乃至 Jurats の存在と、これ

等が最初から半ば自主的な團體を結成してゐたといふ特徴との上に、リュベックの如き「初期の最も重要な新建設」を引受ける場合の危険と費用との分擔は多數の組合員を當然とするとの構想を加へて、以て成れるものである(8)。然しその後に至つて教授は、「既に結成された又は結成される遠隔地貿易商人ギルドが、新たに建設される都市の上層市民を構成するが、都市建設の危険を引受け、建設企劃者のコンソルチウムたりしものは、このギルドの首腦者であつた」との推定を發表されてゐる(9)。そして舊説をとるべきか又はこの新推定に據るべきかは明示されないが(10)、大體後者に傾いてゐるやうである。

ところでリュベック建設以前の時期に、獨逸本土諸都市において、市民と商人階級が公法的諸権利を獲得したといふ場合、實際の衝に當つたのは貿易商人ギルド全體ではなく、その首腦部の一團であつた。ケルンの Rheinvorstadt の商人ギルドの首腦者や、ゾオスト商人ギルド内部の Meliores-Ausschuss と呼ぶ十二人の一團の如きこれである(11)。そしてこれ等の都市から、東方シュレスウィッヒへ、更にゴットランド、ノヴゴロドへとその思ひを馳せること最も強かつたのも、このグループに屬する商人であつた。素よりこの上層商人が自市における地位をすててリュベック建設に参加したのではない。然しかゝる都市からザクセン東部に往來する間に、又はその出先地において、商人ギルドを結成する場合、それが本土諸都市における形態を模することは容易に考へ得るところである。シタイン教授の言葉を藉りれば、「その詳細については不明であつても、代表者なり、首腦部なり、評議員なり、又は上下の區別なりは確かに存した(12)。かくの如きギルドを有する貿易商人が、リュベック建設についてハインリッヒ公と交

涉したのである。建設の危険を引受け同公から敷地を買収し得る資格を有せるもの、そして公法的諸権利を委譲せられたもの、即ち建設企劃者組合は、その首脳部の一團であつたと見るべきであらう。

- (1) Rörig, Vom Werden. S. 135. Anm. 2. 前掲拙稿「獨逸のメッセ」一三九頁。
- (2) Vgl. Rörig, Hansische Beiträge. S. 38. Anm. 87. S. 56-7, S. 113. Anm. 61a, S. 114. Anm. 62.
- (3) - Fritz Rörig, Volkskunde, Hanse und materialistische Geschichtsschreibung. HZ. 163/3. (1941). S. 497.
- (4) Rörig, Heinrich der Löwe. S. 447-8.
- (5) 拙稿「中世獨逸の建設都市と商人仲間」本誌第三十四卷第一號、四七頁。
- (6) Rörig, Heinrich der Löwe. S. 453-4.
- (7) Rörig, Hansische Beiträge. S. 114. Anm. 62. u. S. 272. Anm. 60.
- (8) シュピース氏は、第十二世紀の都市建設企劃者ギルドの成員数は二十四人を越えることなかつたとし、次の如く推算してゐる。二十四人の貿易商人は、その妻子、僕婢、商業使用人を加へれば、二五〇―三〇〇人のサエクルを形成する。他方、小賣商、手工業者の数はこれ等貿易商人の約十倍はあつたらうから、この二百四十人は、妻子、親戚、職人、徒弟、奉公人等を加算すると、少くとも一七〇〇―一七五〇人になる。以上の兩者を合計して二都市の人口約二〇〇〇。但し第十二世紀にあつては、大建設都市でも最初からこの人口数があつたのではない。(Werner Spiess, H.GhL. 1930. S. 319-20.)
- (9) Rörig, Rheinland. S. 30.
- (10) 「企劃者組合は、二十四人の商人より成る企劃者ギルドであつたか、又は建設を委ねられその代償として土地所有權を與へられた商人ギルドの首脳者であつた。」(Rörig, Heinrich der Löwe. S. 452. Anm. 5.)
- (11) 拙稿「本誌本年一月號、一〇〇頁参照」。

(21) Stein, a. a. O. S. 157.

七

以上述べたところを要約すれば、リュベックの建設には、建設企劃者組合も、都市領主ハインリッヒ公も缺くことを得ない。その成立は、兩者の協力の結果であつた。

これを稍と仔細に見れば、その建設のイニシアチヴは商人的企劃者の側に存し、實際の仕事に係さはつたのも彼等であつた。然し彼等の計畫の實現を助長したのは、リュベックの建設さるべき地における高權保有者土地所有者たるハインリッヒ公であつた。公はその保有する權利を必要なる限り企劃者に委譲し、以て彼等の計畫を財庫的利益のために利用したのであつた。リュベック建設によつて公の求めるところは収入源泉の獲得であり、企劃者の意圖するところはバルト海貿易の制握であつた。然し各々が抱く目的は異なりながらも、建設自體については兩者共に關心を注ぎ、その協力によつてリュベックは新設されたのであつた。

ここにリュベックが政治權力と經濟勢力との結晶であるとして一般化していふ場合には、この兩者の結合は、程度の相違こそあれ、孰れの建設都市にも見出されるところと做されるであらう。然し第十二世紀中葉に、ウェルフェン家の代表者の手中にあつた政治權力と、東歐市場を目指す獨逸土諸都市の經濟勢力とが、サクセン東部において結合した場合は、都市としてはリュベック以外にゴットランドのヴィスビーを成立せしめたのみである。但しこの後者は獨逸政治支配地域とは離れた場所にあるが故に、諸般の成立事情を異にすること言を俟たない。たゞ都市建

設の問題は、その事実上の勢力と實行者とに重點を置くべきものとするならば、それは兩市共に獨逸商人と市民であつたといふ點においてこれを等置することが出来る。尙このヴィスビーについては、他日述べる機會を持ちたいと思ふのでここには立ち入らないで置く。

リュベックの建設は、ザクセン東境の經濟的開發の第一歩であり、又後年の獨逸ハンザ形成の礎石を据えたものである。それはハインリッヒ公の意欲、又は獨逸商人の努力の孰れか一方だけでは成立し得なかつた。兩者の結合によつてのみ、リュベックは創建され得たのである。

強制貯蓄の必要とその方法

——ケインズの強制貯蓄案——

千種義人

- 一、序
- 二、戦時金融政策の焦點
- 三、自發的貯蓄獎勵策
- 四、自發的貯蓄とインフレーションの關係
- 五、強制貯蓄策
 - (一) ケインズ強制貯蓄案の構造
 - (二) 繰延消費額
 - (三) 戦費を負擔すべき階級
 - (四) 解決の一般原則
 - (五) 計畫の細目
- 六、結 論

強制貯蓄の必要とその方法